



報道発表資料の配付日時

8月17日(月)14時00分

発表項目(行事名)	第49回北海道景観審議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>第49回北海道景観審議会を次のとおり開催します。 傍聴を希望する方は、会議開催10分前までに会場にお越しください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日時 令和2年(2020年)8月24日(月) 13:30～15:00</li> <li>場所 かでる2・7 710会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)</li> <li>出席者 北海道景観審議会委員(別紙参照) 事務局 建設部まちづくり局都市計画課長ほか</li> <li>内容(予定) 議事 ・会長及び副会長の選出について ・部会員の指名について ・道内市町村における景観行政団体の移行状況について</li> <li>傍聴定員 10名(傍聴するに当たって、会議の開催中は写真撮影、録画録音等はできません。)</li> <li>連絡事項(別紙参照) 現在、会場では新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策が実施されており、マスクの着用など入館の条件等がございます。</li> </ol>		
参考	<p>○北海道景観審議会は「北海道景観条例」に基づき設置された知事の附属機関です。 【添付資料】・第10期北海道景観審議会委員名簿 ○道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(抜粋)</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	建設部まちづくり局都市計画課 課長補佐(基本計画・景観) 伊藤 一雄 TEL(ダイヤルイン)011-204-5563 内線29-802
-------------	---

## 第10期北海道景観審議会委員名簿

(令和2年(2020年)7月1日現在・敬称略)

職	氏 名	所 属 等
委員	愛甲 哲也 <small>あいこう てつや</small>	北海道大学大学院農学研究院 准教授
	秋山 敦子 <small>あきやま あつこ</small>	公益社団法人 日本サインデザイン協会 北海道地区 会員
	大西 希 <small>おおにし のぞみ</small>	鶴雅リゾート株式会社 常務取締役
	小篠 隆生 <small>おさき りゅうせい</small>	北海道大学大学院工学研究院 准教授
	権原 一生 <small>けんげん いっせい</small>	株式会社丸勝 専務取締役
	岸本 太樹 <small>きしもと たいき</small>	北海道大学大学院法学研究科 教授
	高橋 真美 <small>たかはし まみ</small>	一般社団法人 北海道建築士会 ハリテージマネージャー特別委員会 委員
	二宮 直輝 <small>にのみや なおき</small>	一般社団法人 網走市観光協会 専務理事
	長谷山 裕一 <small>はせやま ゆういち</small>	函館市教育委員会生涯学習部 文化財課長
	橋澤 肇 <small>はせがわ 肇</small>	一般社団法人 北海道開発技術センター 調査研究部 担当次長
	松田 裕子 <small>まつだ ゆうこ</small>	後志フラワーマスター連絡協議会 会長
	村田 周一 <small>むらた しゅういち</small>	高野ランドスケーププランニング株式会社 代表取締役
	村田 徹哉 <small>むらた てつや</small>	一般社団法人 北海道屋外広告業団体連合会 理事
	森 朋子 <small>もり ともこ</small>	札幌市立大学 デザイン学部 准教授
吉田 幸弘 <small>よした ゆきひろ</small>	株式会社ニセコプロジェクト 社長補佐	

## 道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(抜粋)

### 2 入館の条件等

- (1) 次に該当する場合は、道民活動センターへの入館を認めません。
  - ・マスクを着用していない者
  - ・37.5 度以上の発熱のある者
- (2) 入館しようとする者がマスクを着用していない場合は、近隣の店舗での購入を促す、又は、総合案内で1枚 50 円（消費税等を含む。）で販売する。この場合、領収書は発行しない。
- (3) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状のある者は、入館できない場合がある。

### 7 来館者に対する周知・広報

来館者は、次の事項を予め承知の上来館願います。

- ・マスクを着用していない者は、入館できないこと。
- ・37.5 度以上の発熱のある者は、入館できないこと。
- ・次の症状に該当する場合、入館できない場合があること。
  - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・入館時に手指の消毒を行うこと。(受付時に事務局で対応します。)
- ・正面玄関に設置のサーモグラフィー装置で発熱が検出された来館者は、指定管理者が行う検温に協力しなければならないこと。
- ・咳エチケット、手洗いを徹底すること。
- ・「北海道ソーシャルディスタンス」の取組みを実施すること。

### 8 主催者に協力を求める対策

#### ウ 参集者の把握

主催者は、次のいずれかの方法又はその他の方法により、参集者の氏名及び緊急連絡先を把握し、参加者名簿を作成しなければならない。

なお、参集者及び催物関係者から感染者が発生した場合などは、主催者が収集した情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に参集者に周知しなければならない。

#### (1) 当日の場合

- ・事前の名簿登録等をしていない参加者には、受付時に名簿用紙への記入を要請する